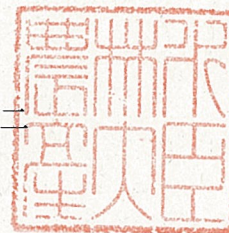




29消安第1407号  
平成29年6月13日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 山本 有二



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき定められた飼料添加物の基準及び規格を下記のとおり改正することについて、同法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省第35号)別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の(112)サリノマイシンナトリウムのサリノマイシンナトリウム(その2)の「ア 製造用原体(その1)」の「(ア) 成分規格」及び「(イ) 製造の方法の基準」について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるようにするとともに、それらの添加上限を変更し、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の値を変更すること。